

未来の音楽家育成・国際芸術交流業務 に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	金6,000,000円 （うち、消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇円）
積算方法・算出根拠 ・単価契約での休日や年末年始等における割増単価・率 ・単価に端数がある場合の端数処理の方法 ・月額金額の場合、一月に満たない月の金額算出方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日の翌日から2027年3月31日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（不可抗力による契約不履行） 第12条の2 警報、地震、風水害、事件事故、疾病等その他当事者の双方の責めに帰することができない事由によって乙が契約を履行できなくなったときは、甲は乙が履行不能の事実を知るまでに業務履行のために拠出していた金額及び乙が履行不能の事実を知るまでに発生した労務の提供にかかる金額を限度として、委託料の額の範囲内で、乙に対して負担する。 2 前項の場合において、甲は乙に委託業務に係る委託料を支払わないものとする。 3 第1項の場合において、甲は、乙から請求書の提出があった日から30日以内の日までに支払うものとする。

7 担保期間（第13条）	なし
--------------	----

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2026年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 文化スポーツ局長 三重野 雅文 印

〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇

〇〇〇〇 印